

番 号	14 請願第 1 号 (厚生付託)
受理年月日	平成 1 4 年 2 月 2 7 日
件 名	「心身障害者施設緊急整備 3 力年計画」の延長・拡充を求める意見書提出に関することについて
提 出 者	<p>三鷹ひまわり共同作業所 運営委員長 三瓶 和義</p> <p>社会福祉法人おおぞら会 アクティビティセンターはばたけ 施設長 三浦 明雄</p> <p>グループホームかみれん 世話人 吉川 五月</p> <p>巢立ち会 事務局長 田尾 有樹子</p> <p>みたか共同作業所 運営委員長 一瀬 清</p> <p>リビングハウス マム 施設長 倉井 和子</p>
紹 介 議 員	岩田 康男、杉本 英騎
要 旨	
<p>〔請願趣旨〕</p> <p>2000 年の社会福祉法の制定に伴って、これまでの措置制度を基盤とした障害者福祉は大きく変わり、「利用契約制度」のもとで、いよいよ「利用者主体の福祉」「選択の保障」の時代を迎えようとしています。</p> <p>現在、東京都内には約 1,000 力所の障害者施設があり、約 29,000 人の障害のある人たちが利用しています。しかしそのうちの 7 割を占める施設は、小規模作業所等の無認可法外施設です(約 740 力所)。また「利用契約制度」の施行にあたっては、そうした無認可法外施設は「契約施設」とはなりません。つまり現状のままでは、小規模作業所等は「契約外施設」とされ、圧倒的多くの障害のある人たちは「選択肢」が保障されないまま、「利用契約制度」に移行してしまうこととなります。</p>	

こうした問題を回避するために、小規模通所授産施設制度を創設するとともに、東京都は、独自の施策として「心身障害者施設緊急整備3カ年計画」をスタートさせ、一般の法定施設の施設整備に伴う多額の自己負担を大幅に軽減することとしました。

しかしながら、小規模通所授産施設には多くの問題点が残されているとともに、「心身障害者施設緊急整備3カ年計画」は、2003年までの有期限とされてしまいました。また「心身障害者施設緊急整備3カ年計画」には、精神障害者社会復帰施設が含まれていません。このままの状態では、2003年の「利用契約制度」の施行を迎えてしまうと、その理念である「選択の保障」はまったくの画餅に過ぎなくなってしまいます。「利用者主体の福祉」「選択の保障」を実質的に保障するためには、小規模通所授産施設制度の早期の改善・拡充とともに、「心身障害者施設緊急整備3カ年計画」の延長・拡充は、必要不可欠なことといえます。

つきましては、貴議会において、「心身障害者施設緊急整備3カ年計画」の拡充を求める意見書を決議の上、東京都関係機関に提出していただきますようお願いいたします。

〔請願項目〕

- 1 「心身障害者施設緊急整備3カ年計画」の期間を延長するとともに、精神障害者社会復帰施設もその対象としてください。
- 2 小規模通所授産施設については、一般の通所授産施設との格差を是正し、公費の支弁において同等の水準としてください。とくに施設長の専任、事務員の配置を確保できる水準としていただきたい。